

平成21年 5月25日現在

研究種目：基盤研究（C）  
研究期間：2005～2008  
課題番号：17530642  
研究課題名（和文） 社会科における「エクイティ」の学習内容構成に関する実証的比較研究  
研究課題名（英文） Comparative Research on Equity Pedagogy in Social Studies  
研究代表者  
川崎 誠司 (KAWASAKI SEIJI)  
東京学芸大学・教育学部・准教授  
研究者番号：10282782

研究成果の概要：本研究は、社会の多文化化が急速に進展している日本の教育課題、とくに社会科教育における多文化教育のあり方を考える基礎的かつ実践的な研究である。社会の多文化化が進展すると、そこでは異質な価値観の衝突が生じる。それに対して、子どもたちがどのような意識や態度を身につけるべきか、そのための社会科教育はどうあるべきかについて、アメリカの「公正教育学(Equity Pedagogy)」を手がかりに、日米の具体的な社会科実践の観察・分析を通じて明らかにすることが本研究の中心課題である。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,300,000	0	1,300,000
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,200,000	300,000	3,500,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：社会科、多文化教育、公正さ、equity、ハワイ、エスノグラフィ、授業、フィールドワーク

## 1. 研究開始当初の背景

科学研究費補助金若手研究(B)、平成14～16年度、研究課題名：「社会科における『公正さ』の教授・学習過程に関する実証的比較研究」を受け、以下のことを明らかにしていた。理論的側面としては次の通りである。平等の概念については多様な解釈が存在するが、敢えて大別すれば次の二通りの見方ができる。一つは法の下での平等を「機会均等あるいは形式的平等」とみる見方である。アメリカのような自由放任主義の社会において

は、法による平等の形式的な取り扱いを保障しさえすれば平等は達成されたとするものである。この場合、「人種」という条件は、それを個人が獲得するうえで何らの影響も受けなかった平等な条件と考えられることになる。もう一つの見方は、法の下での平等を「実質的平等」の実現とみる見方である。人種関係の歴史、現実、既得権、既成の不利な条件等を考慮に入れ、自由放任主義の枠を超えて、「結果」の平等の実現を目標とする立場である。アメリカの歴史においては、人種

の平等に関して大きく二つの概念が存在してきた。アメリカでは1960年代の公民権運動の成功などを契機として、マイノリティが発言力を増してくる。それによりアメリカは多様な価値観を互いに認め合う必要のある時代に突入してゆく。そうした状況下では、「平等(equality)」の概念だけでは多様な集団間の問題を処理しきれなくなり、異なる価値体系間の平等を目指す概念、つまり「公正(エクイティ, equity)」という概念が用いられるようになってきた。

実践的側面としては次の通りである。日本の国公立小学校における授業観察と、アメリカ・ハワイ州の公立私立小学校における短期の授業観察を継続的に行った。上記の「形式的平等」と「実質的平等」の考え方を指標として、授業観察記録の分析を試みた。それにより、エクイティの認識は「形式的平等」と「実質的平等」との間を行き来する形式の学習により深化するのではないかと、という一定の研究仮説を生成することができた。この研究成果は、「多文化社会アメリカにおける文化理解のためのアプローチ - 『エクイティ』概念でみるハワイの教育実践 -」佐藤郡衛・吉谷武志編著『人をわけるもの・つなぐもの』ナカニシヤ出版 2005年2月刊行において公表した。

## 2. 研究の目的

上述の研究仮説を四カ年にわたる実証的調査研究によって検証する。準備状況としては、生成された研究仮説が既にあるため、それを得るための研究は必要ないと考えるが、仮説の検証には授業観察の厚い記録とその分析を必要とする。授業場面で展開される現象を参与観察の手法を用いて記録し、それをもとに理論を構築したい。研究機関を四カ年としたのはそのためである。研究課題名を「社会科における『エクイティ』の学習内容構成に関する実証的比較研究」としたのは、「エクイティ」は概念的に「平等」と「公正」の両方を包含すること、そうした特徴を持つ「エクイティ」を認識することが今後の日本の社会科教育において極めて重要であることによる。また、「学習内容構成」と発展的に変更したのは、具体的な学習内容をどう用意し、どう構造化して構成すればよいかを明らかにすることについて、学校現場からの要請が非常に強いため本研究がそれに応えようとしたことによる。

本研究においては、「エクイティ」を鍵概念として、それが社会科の学習場面で授業者によってどのように重視され、学習者にどう内面化されているかということ、具体的な授業観察とその分析を通して明らかにしたい。すなわち、アメリカの社会科教育に対して極めて大きな影響を与えてきている多文

化教育の理論において、最近十年ほどの間に重点が置かれるようになってきた「公正教育学(Equity Pedagogy)」に依拠しながら、授業観察の視点を明確化する。そしてその視点に立ちながら、多文化化の著しいアメリカと日本の小学校において授業観察を行い、得られた授業記録について質的分析を加え、アメリカの学校間比較と、日米の比較を行いたい。

## 3. 研究の方法

日本およびアメリカの小学校において、一定期間の授業観察を実施する。たとえば「授業者が『エクイティ』に配慮することと『学業成績(excellence)』の向上とのバランスにどう配慮しているか」「授業者の学習者個々に対する指導と、学級全体に対する指導がどのように異なるか」等の角度づけを持って観察を行う。得られた観察記録を分析し、「エクイティ」に関連する部分についてデータベースを作成する。記録の分析・データベースの作成にあたっては、「形式的平等」と「実質的平等」が記録にどう現れていて、このことと関連して学習者のエクイティに関する認識がどう深化しているか、という点に重点的に着目して進めてゆく。

授業研究と同時に、「公正さ(equity)」について教育的見地から理論的研究を行う必要がある。まず、アメリカ史における平等概念の変遷過程を法学の見地から検討して明らかにする。次いでアメリカの社会科教育において「エクイティ」が概念的にどう捉えられ理論展開がなされているかを、文献の分析により明らかにしたい。

さらに、アメリカの教育学の専門家から研究状況についての意見を聞き、カリキュラムや授業、資料を分析する視点を得るエキスパート・レビューを受ける。特に James A. Banks ワシントン大学教授, Eileen Tamura ハワイ大学教授, Lois Yamauchi ハワイ大学準教授, Harold Murai カリフォルニア州立大学名誉教授らを予定している。さらに、教育局内に「エクイティ部局」を設置しているユタ州教育局やコネティカット州教育局を訪問して資料を得、研究の視点についてレビューを受ける。こうした作業とともに収集した資料を分析し、「エクイティ」の概念がどのように捉えられ、歴史的にどう変遷し、現代における「公正」達成の課題がどこにあるかを明らかにする。とくに「平等」概念との違いに焦点を当て、それぞれの概念構造を明らかにする。それに基づき、さらに社会科教育における課題を追究する。

## 4. 研究成果

(1) アメリカ社会科における多文化教育の位置付け

多文化教育の端緒は二大戦間の集団間教

育(Intergroup Education)に見ることができ  
る。だが現実社会の具体的な課題となつて現  
れたのは、法の形式的適用をもって平等  
(equality)が達成されたとして人種隔離を  
合憲としたブレッシー判決(1896年)を覆し、  
人種差別の背景を実質的に検討し公正  
(equity:以下「エクイティ」)を追究するこ  
とによって差別の是正を図ろうとしたブラ  
ウン判決(1954年)以降である。この判決に  
よつて公民権運動の火蓋が切つて落とされ  
たといつてよい。

NCSSは1976年にバンクス(Banks, J.A.)  
が中心になつて『多民族教育のためのカリ  
キュラムガイドライン』を作成した。1991年  
にはそれが改訂されて『多文化教育のための  
カリキュラムガイドライン』と名称が改められ  
た。人種・民族だけでなく女性、同性愛者、  
高齢者、白人貧困層、障害者など、より広  
範囲の集団間の共存と相互理解、平等保護  
(equal protection)を目標とする教育運動と  
して展開されるようになったのである。

バンクスの40年余にわたる研究史を検討  
してみると、「エクイティ教授(Equity  
Pedagogy,公正を実現するための教育(学))」  
が多文化教育の中心課題であることがわか  
る。多文化教育の前段階である多民族教育  
の1980年代前半までの課題は、「国民統合」と  
「偏見の軽減」にあった。バンクスは1980  
年代に激化した多文化教育批判に対抗する  
ために、多文化教育の目標構造を、①内容  
の統合、②知識構成過程、③エクイティ教  
授、④偏見の軽減、⑤学校文化と社会構造  
のエンパワーリング、といった5つの目標  
要素により説明した。その後1990年代に  
入つてからは、「エクイティ教授」と「偏見  
の軽減」を中心課題として論じるようにな  
っている。「エクイティ教授」は「国民統  
合」の具体的な行動目標として捉えること  
ができる。これには二つの側面があるよう  
に思われる。一つは「多様な人種・民族  
にとっての公正な学習環境の保障」とい  
う側面である。公民権運動以来の中心的  
教育課題であり、日本の多文化教育研究  
もここから始まっている。もう一つは「  
公正さそのものの理解」すなわち「学習  
論としての多文化教育」である。社会科  
のねらいと一致する課題であるにもかか  
わらず、研究は非常に立ち後れている。

## (2) 多文化教育とシチズンシップ教育の 関連性

2005年に筆者が国際評価委員として参  
加した、ワシントン大学多文化教育セン  
ターのプロジェクト“Democracy and  
Diversity: Principles and Concepts for  
Educating Citizens in a Global Age”(『民  
主主義と多様性:グローバル時代におけ  
る市民の教育のための原理と概念』、座  
長 James A. Banks)

では、グローバリゼーションの影響を受け  
続ける国民国家の内部における多文化的  
シチズンシップ教育(Multicultural  
Citizenship Education)を模索するもので  
あった。またスリーター(Sleeter, C.E.)  
とグラント(Grant, C.A.)は近年「多  
文化的社会正義教育(Multicultural  
Social Justice Education)」の構築を  
目指している。こうした一連の事実は、  
上記の「公正さ」や「社会正義」とい  
ったシチズンシップ教育の課題と多文化  
教育の課題を一体的に捉えてゆこうと  
する動きと考えることができる。

これに加えて、ハワイ州では「エクイ  
ティ」に代わる(orを補足する)概念と  
して「コンプリヘンシブ・サポート」と  
いう考え方が現れてきた。本研究では  
この「エクイティ」と「コンプリヘン  
シブ」に着目し論理的・実践的峻別を  
図ることを通して、アメリカ社会科  
における多文化教育とシチズンシップ  
教育の関連性を明らかにし、多文化  
社会に求められるシチズンシップ教  
育のあり方について考究することを  
目的とする。

## (3) ハワイK小学校のAction Planの「 平等保護」観における「エクイティ」と 「コンプリヘンシブ」

「エクイティ」に加えて、ハワイ州では  
それを補足する概念として「コンプリ  
ヘンシブ児童生徒支援システム  
(Comprehensive Student Support  
System)」(以下CSSS)という考  
え方が現れてきた。この背景には、一  
層の「平等保護」を求める考え方がある  
ものと思われる。多文化主義や多文化  
教育は、多文化社会における異なつた  
価値の関係調整のために有効な思想  
や教育改革運動ではあるが、たと  
えば「エクイティ」を重視してマイ  
ノリティへのケアを進めると、それが  
過度になれば今度はマジョリティ  
への「逆差別」を生じてしまう。この  
二律背反の図式をどう克服するかは  
長年の課題となっている。

吉良直(2006)は、2002年1月8日  
に成立した「どの子ども置き去りに  
しない法(No Child Left Behind  
Act, 以下NCLB法)」を解説する  
中で、アメリカでは教育について合  
衆国憲法上の規定がなく、権限が州  
政府に委ねられる地方分権型の教  
育制度が伝統的にとられてきたが、  
1980年代前半の学力問題をきつ  
かけにして、1991年に出された  
「アメリカ2000」の構想を経て、  
学力向上を至上命題とする連邦  
教育法「2000年の目標」が1994  
年に成立したことを論じている。史  
上初めて全米の教育目標が設定さ  
れ、連邦政府の地方教育行政への  
介入が明確化されたということ  
である。

これを日本的に受け止めると、中央  
集権化が急進展し連邦政府の教  
育施策に一元化されたように感じ  
られてしまう。だが実際には、  
それまで学区の教育委員会に  
委ねられてい

た権限が州政府に移り、そこに連邦政府の指導的介入が入るようになってきている。したがって、教育行政の権限の主体は変化したが、依然として地方分権型の形式は、後退しつつも維持されていると言ってよい。

ハワイ州では、州教育局の教育計画に基づき、学区の教育委員会が地域の実情や学校の抱える問題状況を把握したうえで、各学校を訪れてワークショップを開催する。学校はワークショップで得られたアドバイスを踏まえて、独自のアクションプランを作成する。これが子どもたちの学習に直接影響を与える学習指導計画ということになる。

1995年に改訂されたハワイ州社会科カリキュラムは、多文化主義や多文化教育の影響を色濃く反映したものであった。人種・民族の多様性を尊重し相互理解を深めることを通して、社会の安定を図るねらいをもつものであった。ただ、多文化主義や多文化教育はカリキュラムの大枠としての役割をもつのみで、具体的な下位概念がカリキュラム中に示される形にはなっていない。

2001年から2003年にかけて行われた州社会科カリキュラム改革では、多文化教育が具体的に深化した。その現れの一つとして、「エクイティ」の重視が見出された。「公平」「正義」といった「エクイティ」とその周辺概念が取り上げられ、これらの概念を子どもたちが自分たちの生きる現実世界に適用して理解することが求められているのである。

このカリキュラムの趣旨を受け、筆者が観察対象としていた教師が責任者となって策定したのが『K小学校アクションプラン』

(2002年版)である。これが2005年には後任の教師を中心にして改訂されつつあった。

改訂版のアクションプランには、「エクイティ」とともに「コンプリヘンシブ」が書き加えられている。カリキュラム・コーディネータの役割を担うこの教師によれば、「エクイティ」は「ハンディのある人の必要に応じて」対応するという意味合いが強いが、「コンプリヘンシブ」は「全員に分け与える。全員でその必要性に応じて分かち合う。それによって全員がわずかでもいくらかの向上を果たす」というニュアンスで使用されるのである。「与えられない」者が存在しないということである。

K小学校は「エクイティ」に加えて「コンプリヘンシブ」にも重点を置きつつある。この学校には特別支援学級だけでなく、幼稚園課程、その前の就園前課程も設けられ、ニーズに積極的に応えようとしている。ハワイでは一般的なことだが、この小学校では昼食だけでなく朝食も提供している。家庭の事情で食事を満足に摂ることのできない子どもも少なくない。法律の定めるところにより、家庭の所得状況に応じて食費が無料になった

り半額免除になったりもする。所得が水準以上の家庭の子どもは規定通りの料金を支払う。これは「エクイティ」の観点に立つものといえる。

特定の教科に英オクラスも設けられているが、このクラスの存在は「コンプリヘンシブ」の考え方に立てば説明がつく。能力の高い子どもが通常のクラスではその能力を十分向上させられない場合、伸びるはずの能力は失われたのと同じと考えられるのである。「エクイティ」の考え方に、優秀な子どもへの一層の教育の必要性という視点が内包されていないわけではないが、「コンプリヘンシブ」の視点から捉えると、よりわかりやすい。「コンプリヘンシブ」は全員がその対象であり、優秀な児童も能力に応じて向上させられるべきという論理である。

#### (4) CSSS にみるエクイティ認識

吉良はNCLB法を説明する中で、「法案の前提や実施方法などに様々な批判が噴出している」としている。すなわち、罰則を課せば進捗度を達成できるとする前提には無理があること、そしてそれは教員の質的な低下をもたらしていること、学力の低い生徒の受験を妨げ、彼らを中途退学に追い込むような方策もとられていること、学校側がテスト科目を重視した知識偏重の授業を実施するため、生徒の豊かな学びの機会や幅広い学習体験の場が制限されている、というのである。結果、「教育現場において最も被害を受ける者こそ、まさにNCLB法の支援対象となっている低所得者やマイノリティの生徒たちである」と述べている。このため多文化教育関係者たちの間ではNCLB法は極めて評判が悪い。

実際、W小学校では、算数や理科の授業時間が増加し、音楽や芸術の時間はなくなった。K小学校でもE小学校でも同様である。ほとんどの小学校で遠足は行われなくなったりもしている（W小学校では僻地校のため校長裁量で年4回行っている）。学校訪問をして教師たちに近況を訊くと「テスト、テスト、テスト。子どもたちのテストだけでなく学校もテストされるので大変だ」とやはり評判が悪い。こうした状況は、教職の魅力を失わせるばかりか、とくにハワイの学校において有能な教員の確保が難しくなっていることの遠因ともなっている。

ただCSSSはNCLB法に重要な一部として組み込まれたとはいうが、一部であって全体ではない。CSSSに関する資料にはNCLB法に関する説明はほとんど出てこないし、CSSSとNCLB法とを関連づけて捉えようとするのも少ない。NCLB法に対して批判的であるにもかかわらず、CSSSはK小学校の教職員の間で概ね肯定的に捉えられているようである。CSSSに関する職員会議の議論はしばしば白

熱したりもする。多文化社会ハワイにおける子どもたちの多様性に対応する方策として、重要なものの一つと考えられているように思われる。さらに、州教育局の教育政策の中でも年々充実する一つともなっている。

従来多文化主義は、マイノリティへのケアを企図することによってマジョリティへの逆差別を生む場合があるために、二律背反の状態を内包していると指摘されてきた。差別の積極的な是正が新しい差別を生むということである。ここにコンプリヘンシブの考え方が加わることによって、たとえば先述したように、K小学校のような英才クラス存在をマジョリティへのケアと捉えることができるようになる。マイノリティ、マジョリティによらず「全員」をケアの対象とすることを目指せば「二律背反」は解消の方向に向かうということである。

多文化社会において、全員を同じに扱うことは必ずしも「平等保護」に迫ることに必要はないが、異なる扱いによって「平等保護」に迫ろうとする「エクイティ」の考え方は、すでに多文化教育の中心課題になっている。ハワイでは「エクイティ」に加えて「コンプリヘンシブ」という概念を用いることによって、子どもたち全員を対象とし、ニーズに応じて学習を「個別化」しようとしている。それにより学習における全体の底上げを実現し、かつ優秀児は能力に応じてよりいっそう学力を伸長する機会を得られる構造となっている。多文化主義や多文化教育の理論面で進行する個別化の流れを、具体的な教育実践の場においても見ることができるのである。それは単なる、個人を取り出して特別扱いをするような個別化ではなく、全員を対象とした個別化である。

#### (5) 学習論としての多文化教育の重要性

「エクイティ」は次のように概念的に整理できる。これまでの日本社会が言われてきたようないわゆる単一の価値観が支配的な社会など、19世紀から20世紀の市民社会においては、そこに生きる市民の等しい扱いは「決められたルールに則り、みな同一の扱いをする」「形式的平等」を追求することにより達成されると考えられてきた。すべての市民に機会の均等を保障するというのである。しかしそれにより、もてる者はより豊かになり、もたざる者は被差別的な状態に陥るといった不平等をもたらした。そこで20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して自由と生存を保障する「実質的平等」を重視するようになった。すべての市民を同一には扱わず、現状やそこに至る事情などを様々に勘案して、異なる扱いにより平等を目指すということである。だが実際の社会においては「形式的平等」を追求するこ

とで平等は達成されるとする考え方は根強く、社会的な不平等や格差の是正にはつながらなかった。先進各国の実状、なかでも高齢化社会に対応する福祉国家を目指す日本においてそれが実現できてないことを見てもそれは明らかである。理論では「実質的平等」の重要性は明らかだが、実社会では徹底していない。ここでその原因を検討し、あらためて「エクイティ」の特性について考察しておきたい。

国民国家はすでに幻想となり、社会は多文化社会を形成している。多文化社会では複数の異なる価値観が混在している。社会的判断の基準が複数存在し、正しいとされる決定がいくつもある状態にある。こうした社会では「平等」の概念では価値観の多様性に対応することができない。これに代わるのが「エクイティ」である。「エクイティ」は「形式的平等」と「実質的平等」の両方に配慮しながら最善の判断を目指す概念である。「平等」概念における「形式的平等」と「実質的平等」のどちらを選択するかという二項対立的な思考パターンではなく、両者を両立可能と考え、上述したようにどちらにどの程度比重を置くかという比較衡量的な思考パターンを採用する。「形式的平等」と「実質的平等」との間を行き来することを繰り返すことによって、最善の判断に到達しようとする。これが「エクイティ」の特徴である。

法律学の世界では、とくに法哲学の分野を中心に「衡平論」の中でequity概念は考察されてきた。ただそれが語られる文脈はモノカルチュラルな社会、もしくは特定の社会階層が支配的な地位を占める社会を前提としたものであることが多かった。本研究が前提とする多文化社会における価値葛藤、価値対立といった状況に対しては、これまでの議論をどう応用できるかが鍵となる。

従来の議論では、上記のように「19世紀から20世紀の市民社会においては……（中略）……『形式的平等』を追求することにより達成されると考えられてきた」が、格差が拡大していることが露見すると、「20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して自由と生存を保障する『実質的平等』を重視するようになった」というように、「形式的平等」か「実質的平等」かという二項対立的な図式が一般的であった。

シェイクスピア演劇の分析により「衡平」の概念把握を試みている浜名恵美は、「法はある程度固定性をもち、これを適用して裁判していると、具体的妥当性を欠くようになる」と「形式的平等」の特性を説明している。普遍的に誰にでも適用される「コモン・ロー（普通法）」と、法の厳格性を緩和する方法として現れた「衡平法」については「コモン・ローでは救済できない場合に、慈悲の観点な

どから王などが適用したのが衡平法である」としている。「形式的平等」の適用が十分な適切性を持たない場合に「実質的平等」の観点から判断を下したということである。

これらのように、いずれの場合においても価値判断において「形式的平等」か「実質的平等」かというどちらか一方の選択に迫られる形を見出すことができる。これに対して、本研究で取り上げる「エクイティ」は両者を同時に捉える視点をもつものとして位置づけたい。

このような議論は、教育において具体的な実践課題として検討する際に「目標概念か、内容概念か、方法概念か」と考える必要に迫られる。方法概念としてのエクイティは、多文化教育の歴史において1980年代頃といった比較的早い時期から学習環境論として論じられてきた。本研究では学習内容論（内容概念）として多文化教育の中核に位置づくものとしてエクイティを捉えるべきであると提案したい。

エクイティの重要性は「目標概念」として語られながらも、「方法概念」として十分機能するまでに至っていないことは、アメリカ社会の実状から言を待たない。その原因は、エクイティを習得すべき「内容概念」として捉える視点が欠落してきたことにあると考える。これまで論じてきたことに照らせば、エクイティを「内容概念」と「方法概念」に峻別することには非常に困難を感じるが、「方法概念」としてそれを学習者に定着させるためには「内容概念」としてのエクイティの理解が不可欠であると考え。ではエクイティの何を認識させることが必要だろうか。理論的には、「形式的平等」や「実質的平等」の片方の観点だけでは社会的に有効な判断ができないため、適切な判断のためには両者のバランスをとり両者の同時成立とでもいうべき状態を目指すことが求められている、という認識に学習者を導くことが重要である。そしてこの認識は学習において取り上げられる社会事象とリンクして、様々な場面に適用されることによって深められてゆくのである。さらにそれは「方法概念」として学習者個人個人の内面に定着することになる。

このことについて、アメリカにおけるエクイティ教授への取組を検討してみると、具体的な教育実践の場において、「個」と「集団」への配慮の仕方を重視した学習の展開が求められていることが明らかになった。エクイティ教授は公正な学習環境の保障を目指すのみならず、学業成果を高めることにも直結していると考えられてきている。

## 5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計10件)

- ①川崎誠司, 共につくる国際理解教育 — 校外との連携でつくる豊かな授業 —, 東京学芸大学国際教育センター第5回国際理解教育セミナー, 2009.1.31, 東京学芸大学
- ②川崎誠司, The Challenge of Citizenship, Education, and Diversity in Japan, ハワイ大学教育学部ラウンドテーブル, 2008.10.29, ハワイ大学
- ③川崎誠司, ハワイの移民・エスニック研究 (多文化教育), 日本移民学会第18回大会, 2008.6.29, 東京学芸大学
- ④川崎誠司, 多文化共生とアイデンティティの育成 — 社会正義・表現・多様性 —, 第18回日本公民教育学会全国研究大会, 2007.6.16, 東京学芸大学
- ⑤川崎誠司, The Challenge of Citizenship Education and Diversity in Japan, 全米多文化教育学会, 2006.11.10, アメリカ・アリゾナ州フェニックス市
- ⑥川崎誠司, A Conversation with International Multicultural Educators, 全米多文化教育学会, 2006.11.10, アメリカ・アリゾナ州フェニックス市
- ⑦川崎誠司, 多文化社会アメリカにおける文化理解のためのアプローチ — 多文化教育の今日的課題とハワイの教育実践 —, 中等社会科教育学会第1回例会(講演), 2006.6.10, 筑波大学
- ⑧川崎誠司, 質的研究法は文化にどこまで迫れるか: 学際的研究事例を通して, 多文化関係学会・日本質的心理学会研究交流委員会共催シンポジウム, 2005.12, 青山学院大学
- ⑨川崎誠司, 多文化社会アメリカにおける文化理解の方法 — 多文化教育の視点を分析枠組として —, 日本社会科教育学会第55回全国研究大会, 2005.10, 日本大学
- ⑩川崎誠司, 社会科における多文化教育, 埼玉大学社会科教育学会例会, 2005.6, 埼玉大学

〔図書〕(計2件)

- ①川崎誠司ほか17名, 白帝社, 多言語・多文化社会へのまなざし — 新しい共生への視点と教育 —, 2008, 265頁~285頁
- ②川崎誠司ほか29名, 第一学習社, 新時代を拓く社会科の挑戦, 2006, 251頁~260頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川崎 誠司(KAWASAKI SEIJI)  
東京学芸大学・教育学部・准教授  
研究者番号: 10282782

### (2) 研究分担者

### (3) 連携研究者